

愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、愛知県企業庁が発注する建設工事(以下「工事」という。)、測量業務、設計業務、建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務(以下「建設コンサルタント等業務」という。)、浄水場運転管理業務委託(以下「運転管理業務」という。)及び維持管理等委託業務(以下「維持管理業務」という。)のうち、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を適用して競争入札に付する工事、建設コンサルタント等業務、運転管理業務及び維持管理業務に関する取扱いを定めることを目的とする。

(対象)

第2条 工事及び建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度は、最低制限価格制度を適用する工事及び建設コンサルタント等業務を除く競争入札に適用する。

なお、資材製作については、資材の品質について調査の必要がない場合は、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適用しないものとする。

- 2 工事における最低制限価格制度は予定価格が2億円未満の競争入札(地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号。以下「政令」という。)第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札によるものは除く。)に試行するものとする。
- 3 建設コンサルタント等業務における最低制限価格制度は予定価格が1千5百万円未満の競争入札に試行するものとする。なお、試行対象業務は別表第4に掲げるものとする。ただし、積算体系が特異で、基準価格又は最低制限価格の算定が困難な業務は除くものとする。
- 4 前二項の規程にかかわらず、企業庁長が必要と認めるときは、この限りではない。
- 5 政令第167条の10の2に規定する総合評価一般競争入札による運転管理業務には低入札価格調査制度を、その他の運転管理業務及び維持管理業務は、最低制限価格制度を試行するものとする。
- 6 低入札価格調査制度を適用する工事、建設コンサルタント等業務及び運転管理業務は基準価格を、最低制限価格制度を適用する工事、建設コンサルタント等業務、運転管理業務及び維持管理業務は最低制限価格を設定するものとする。

(基準価格)

第3条 政令第167条の10第1項に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないと認めるととき、又

はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認めるとき」の基準（以下「政令基準」という。）に該当するか否かの調査開始の基準とする額（以下「基準価格」という。）は、工事については第2項に基づき、建設コンサルタント等業務については第3項に基づき、運転管理業務については第4項に基づき算定した割合を予定価格に乗じて得た額とし、その額は、入札執行に先立ち、あらかじめ算定しておくものとする。ただし、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

- 2 工事における割合の算定は、工事の種類ごとの予定価格算定の基礎となった別表第1、第2又は第3の業務区分ごとに①から④、①から⑤又は①から③の「基準価格」に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を、予定価格で除して得た割合とする。
- 3 建設コンサルタント等業務における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった別表第5の業務区分ごとに①から④の「基準価格」に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を、予定価格で除して得た割合とする。ただし、複数の業務区分を含む建設コンサルタント等業務については、業務区分ごとに別表第5の①から④の「基準価格」に掲げる額を合計した額の合計額に、100分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。
- 4 運転管理業務における割合の算定は、予定価格算定の基礎となった別表第6の業務区分ごとに①から⑤の「基準価格」に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を、予定価格で除して得た割合とする。
- 5 特別なものについては、前三項の規定にかかわらず10分の9.2から10分の7.5の範囲内で適宜の割合とする。
- 6 第2項及び次条第1項に定める額の算定にあたっては、予定価格算定の基礎となった積算上の各項目を、積算基準及び歩掛表に定める工種別工事費内訳分類表に基づき、機器単体費、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費にそれぞれ分類し、算定するものとする。

(低入札価格調査制度における失格判断基準)

第4条 工事における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、工事の種類ごとの別表第1、第2又は第3に掲げる「失格判断基準」の項目のいずれかに該当する入札を失格とする基準であり、低入札価格調査制度を適用する工事を対象として試行するものとする。ただし、企業庁長が必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 建設コンサルタント等業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、その者の申込みに係る価格が、予定価格算定の基礎となった別表第5「失格判断基準」の業務区分の①から④に掲げる額の合計額に100分の110

を乗じて得た額を下回った場合に失格とする基準であり、予定価格が1千5百万円以上の建設コンサルタント等業務に試行するものとする。

ただし、複数の業務区分を含む建設コンサルタント等業務については、業務区分ごとに別表第5の①から④に掲げる額を合計した額の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。

- 3 運転管理業務における失格判断基準は、基準価格を下回った入札のうち、その者の申込みに係る価格が、予定価格算定の基礎となった別表第6「失格判断基準」の業務区分の①から⑤に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額を下回った場合に失格とする基準であり、総合評価落札方式を適用する運転管理業務に試行するものとする。
- 4 前三項の規定にかかわらず、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年11月1日政令第372号）第3条第1項に規定する工事及び建設コンサルタント等業務については、失格判断基準を試行しない。

（最低制限価格）

第5条 政令第167条の10第2項に規定する最低制限価格は、次に掲げる額とし、最低制限価格を下回った入札は、失格とする。

- 一 工事、建設コンサルタント等業務及び運転管理業務については、第3条の基準価格の算出と同様とする。
- 二 維持管理業務における割合の算定は、予定価格の基礎となった別表第7「最低制限価格」の業務区分の①から④又は①から③に掲げる額の合計額に、それぞれ100分の110を乗じて得た割合を、予定価格で除して得た割合とし、その割合を予定価格に乗じて得た額は、入札執行に先立ち、あらかじめ算定しておくものとする。
- 三 前号において、その割合が10分の9.2を超える場合にあっては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあっては10分の7.5とする。

（入札の執行）

第6条 庁長（出先機関にあっては出先機関の長。以下「企業庁長等」という。）は、入札執行前に、入札参加者に対し、当該入札において低入札価格調査制度又は最低制限価格制度を実施する旨を周知するものとする。

なお、低入札価格調査制度を実施する場合において、失格判断基準を設定するときも同様とする。

- 2 低入札価格調査制度を適用した入札の結果、最低価格入札者又は総合評価落札方式における最大評価値入札者（以下「最低価格入札者等」という。）により、基準価格を下回る額の入札が行われた場合には、入札執行者は、落札の決定を保留するものとする。

（調査の実施）

第7条 工事について前条第2項の入札が行われた場合には、政令基準に該当するか否かを判断するため、必要に応じて、最低価格入札者等からの事情聴取、関係機関への照会等の方法により、次の事項について調査を行うものとする。ただし、第4条第1項に該当する場合は、他の事項について調査は必要ないものとする。

また、府長が別に定める場合は、当該定めにより調査を行うことができる。

- 一 第4条第1項による判断
 - 二 その価格により入札した理由（必要に応じ、入札価格の内訳書及び下請予定者等から見積書等を徵取）
 - 三 手持工事の状況
 - 四 手持資材の状況
 - 五 資材購入先及び購入先と入札者との関係
 - 六 労務者の具体的供給見通し
 - 七 建設副産物の搬出予定
 - 八 過去に施工した公共工事名等及び工事成績
 - 九 経営状況（必要に応じ、取引金融機関や保証会社等へ照会）
 - 十 信用状態（建設業法違反の有無、賃金不払いの状況等）
 - 十一 その他必要な事項
- 2 建設コンサルタント等業務について前条第2項の入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者、主任担当者、主任技術者、又は工事監理者（以下「管理技術者等」という）とは別に、次に掲げる条件を全て満たす担当技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとする。
- (1) 配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者。
 - (2) 愛知県が過去5か年度及び本年度4月1日以降に発注した業務の内、当該業務と同一業種で、かつ、管理技術者等としての業務成績が75点以上の業務実績を有する技術者。この場合の同一業種とは、別表第4に掲げる業種をいう。
- なお、追加して配置する担当技術者は、当該業務実施上必要となる打合せ全てに出席するものとする。
- 3 運転管理業務について前条第2項の入札が行われた場合には、配置予定の管理技術者等と同等の能力及び経験を有する技術者の追加配置が可能か否かについて調査を行うものとする。
(調査の結果及び審査)
- 第8条 主務課長又は工事担当課長は、前条第1項により実施した調査の結果を低入札価格調査報告書（様式1）により、本府施行工事及び本府契約工事にあっては本府の指名審査会に、所長委任工事にあっては出先機関の指名審査会に報告するものとする。

なお、第4条第1項による場合は、契約審査会等への報告は必要ないものとする。

- 2 企業庁長等は、前項の報告に基づき、当該契約の内容に適合した履行の確保が認められるか否かの審査を行うものとする。

(落札者の決定)

第9条 企業庁長等は、第7条第2項又は第3項の調査結果又は前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされると判断した場合にあっては、すみやかに最低価格入札者等を落札者と決定し、落札者及び他の入札参加者全員に対して入札の結果を通知（様式第2）するものとする。

- 2 企業庁長等は、前条第2項の審査結果により、当該契約の内容に適合した履行がされないと判断した場合又は第7条第2項又は第3項に定める条件を満たす増員担当技術者を配置できないと判断した場合にあっては、最低価格入札者等を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札をした者又は総合評価落札方式における最大の評価値である者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。
- 3 前項の規定にかかわらず、次順位者が基準価格を下回る入札者であった場合には、第7条以降の最低価格入札者等と同様の手続を行い、落札者を決定するものとする。
- 4 前二項により次順位者を落札者と決定したときには、次順位者及びその他の入札参加者全員に対し落札者決定通知書（様式第2）により通知するものとする。
- 5 入札参加者全員について、政令基準に該当するものと判断して落札者としない決定をしたときは、当該入札を不調とし、入札参加者全員にその旨を通知（様式第3）するものとする。
- 6 あいち電子調達共同システム（CALS/ECC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）を使用した入札においては、第1項、第4項及び前項の落札者及びその他の入札参加者全員に対する通知は、電子入札システムによる落札者決定通知書によることができる。
- 7 第2項定める次順位者がないときは、入札参加者全員に日時を通知（様式第4）して、2回目の入札を実施する。この場合、すでに基準価格を下回る入札をして落札者としない旨の決定を受けた者及び第4条第1項に該当する者は、2回目の入札に参加できない。ただし、予定価格の事前公表をする入札は、2回目の入札は実施せず、当該入札を不調とし、第5項により通知をするものとする。
- 8 事後審査方式一般競争入札で実施した工事において、低入札価格調査の対象となった場合は、第1項及び第4項による落札者及びその他の入札参加者全員に対しての通知は、事後審査方式一般競争入札の落札者決定通知書とあわせて通知することができる。

附 則

この要領は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 1 日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成 21 年 12 月 1 日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成23年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月16日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

ただし、消費税率の改正に伴う乗率の改正は、令和元年9月30日までに引渡しをする工事、建設コンサルタント等業務、運転管理業務及び維持管理業務について、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(この日以降に入札公告又は指名通知を行う事案から適用する。)

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。